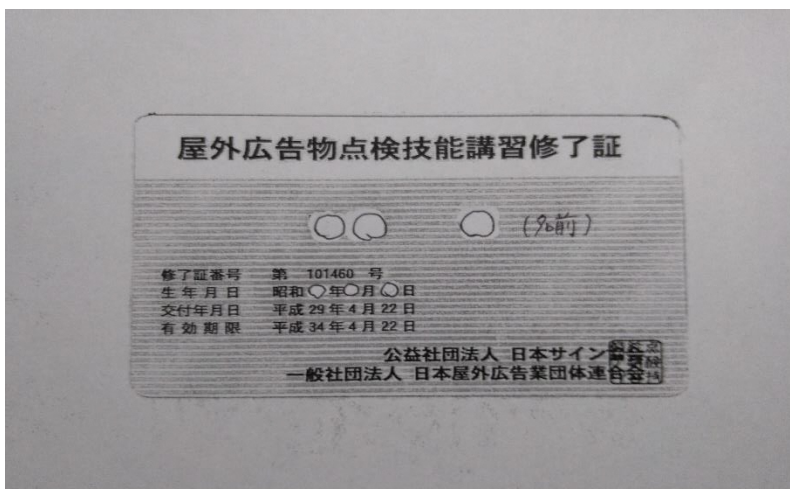


資格を確認できる書類の例です。下記の書類以外にも交付される書類がありますのでご留意ください。

◆屋外広告士



◆これらと同等以上の知識を有すると知事が認める者  
(屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習終了者)



◆「特殊電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格取得」には以下の2つの方法があります。

○公益社団法人日本サイン協会が実施する「ネオン工事技術者試験」に合格し「ネオン工事技術者証」の交付を受けている者又は、平成2年8月31日までに同協会(当時の名称は社団法人全日本ネオン協会)が行った「ネオン工事技術者試験」に合格した者

様式

ネオン工事試験合格証			
ふりがな		生年	年 月 日生
受験者氏名		月日	
現住所	(TEL )		
他に連絡先がある場合はその名称及び所在地	名称	(TEL )	
	所在地		
<p>上記の者は、電気工事士法施行規則第4条の2第1項の規定に基づく経済産業大臣が定めるネオン工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 〒 (TEL )</p> <p>証明者 氏名又は名称</p> <p>法人にあつては代表者の氏名 印</p>			

○電気工事士であつて、電気工事士免状(以下「免状」という。)の交付を受けた後、一般用電気工作物又は電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器(電源側の電線との接続部分を除く)、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に関し5年以上の実務の経験を有し、かつ経済産業大臣が定めるネオン工事に関するネオン工事資格者認定講習(以下「ネオン講習」という。)の課程を修了した者。

⇒一般財団法人電気工事技術講習センターでの講習会を終了し、その後、各受講者が住民票がある「産業保安監督部」に申請をし、免状の交付を受ける。

(電気工事士法第9条の7、様式5の5)